

令和2年4月13日

1学年保護者 様

兵庫県立神戸高等学校事務室

高等学校等就学支援金申請書類の提出について

4月3日ご提出いただきました高等学校等就学支援金受給資格認定申請書等について、記入漏れ・要訂正又は不足書類があり返却した方には、4月13日(月)に再提出をお願いしておりました。しかし、4月22日までの登校日が中止になりましたので、書類は次回登校日に必ず再提出お願いいたします。

また、4月3日に「高等学校等就学支援金受給に係る意向確認書(ピンクの用紙)をご提出された方には以下の「高等学校等就学支援金(授業料相当)にかかる提出書類の確認について」をご覧ください、内容をご確認ください。

高等学校等就学支援金(授業料相当)にかかる提出書類の確認について

このたび、授業料に係る「高等学校等就学支援金受給に係る意向確認書」を提出いただき、受領いたしました。

ご提出いただいた書類は、認定を受けた場合に授業料負担が無償となる高等学校等就学支援金の申請(届出)書ではないため、高等学校等就学支援金の審査は行われず、授業料をご負担いただくこととなります。

また、この制度は、日付を遡って手続きを行うことができませんので、次の点について、今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

○ **保護者等の平成31年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額は50万7千円未満ではありませんか。**

(どの書類で確認すればよいかわからない場合や、次の①に該当する場合は、至急事務室までご連絡ください。TEL 078-861-0434)

① **上記合計額が50万7千円未満であり、就学支援金を受給する意思がある。**

② 上記合計額が50万7千円以上であった場合や、50万7千円未満であるが就学支援金を受給しない意向である場合は、今回の手続きは終了です。

※ この文書は、制度の誤認により、誤って意向確認書を提出されている方の申請手続きもれを防ぐため、確認として送付しているものです。

制度を正しく理解された上で意向確認書を提出されている方におかれましては、このような文書を送付しましたことについて、あしからずご容赦願います。